

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立瀬名川こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：松下 令子	定員（利用人数）：155名（141名）	
所在地：静岡県静岡市葵区瀬名川一丁目21番40号		
TEL：054-262-5940	ホームページ： senagawakodomo@city.sizuoka.lg.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和52年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市		
職員数	常勤職員： 25 名	非常勤職員： 12 名
専門職員	（専門職の名称）	
	保育士 28名	調理員 7名
	嘱託医 4名	事務員 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	年齢別保育室 9室	事務室、給食室、トイレ 園庭、遊戯室、遊具

③理念・基本方針

（1）基本理念

静岡市基本理念「静岡市は子どもを大切にします」

静岡市教育振興基本計画における目指す子どもの姿「たくましくしなやかな子どもたち」

瀬名川こども園 教育・保育目標「健康で明るく心豊かな子ども」

平成31年度重点目標「思いを出そう 思いを聞こう」

目指す子どもの姿 ・自分なりの表現で思いを伝える子

・いろいろなものに触れ、豊かに感じる心を持つ子

・友だちと仲良く元気に遊ぶ子

（2）基本方針

◎子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う

1) 一人一人の子どもの思いや要求を十分に受け止め、情緒の安定を図る

2) いろいろな人とかかわる体験を積み重ね、人に対する愛情や信頼感を育てる

3) 子どもが主体的に遊びこめる環境を用意し、豊かな感性や意欲を育む

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 園児一人一人の生活リズムや成長、発達、家庭環境に配慮した関わりを心がけ、保護者の気持ちにも配慮しながら、子どもの育ちを保護者と共に見守り援助している
- 2) 重点目標「思いを出そう 思いを聞こう」、遊び改善構想 研修テーマ「おもしろいがつながる環境づくり」を掲げ、園内研修（公開保育含む）を通して、子どもが主体的に遊び、その遊びが継続するための環境改善に取り組んでいる
- 3) 園の教育・保育について理解を深めてもらい、子どもの成長を共に喜び合うため、保育内容や園児の姿を日々の連絡帳（主に乳児組）やお知らせボード（主に幼児組）、クラスだより、写真の掲示等できるだけリアルタイムで、わかりやすく伝えるよう努めている
- 4) 特別な支援を必要とする子ども一人一人の発達や特性を踏まえたサポートプランを作成し、保護者とも定期的に面談するなどして、ともにその成長を見守っている。また、少人数のゆったりとした雰囲気の中で、落ち着いて活動することを通して、一人一人の力を伸ばしていくことを目的として「トトロの会」の活動を継続している
- 5) クラス保育だけでなく、早朝保育や夕方の保育、延長保育や土曜保育など、保護者の就労状況に対応できるようにローテーション勤務の体制を整え、保護者の多様なニーズに応えられるようにしている

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年8月1日（契約日） ～ 令和2年2月29日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0 回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎子どもの成長を保護者とともに喜び合う姿勢

日々目覚ましい成長を見せる園児の姿や保育内容をリアルタイムで伝えたい、と乳児組の連絡帳、幼児組のお知らせボード、ポートフォリオ等を活用し、「もっと読みたくなるクラスだよりの書き方」についての園内研修をおこなっている。より多くのアイデアが出せるよう小グループに分かれて意見交換し、「手書きかパソコンか」「手書きはあったかい」「目を引く題名を」「難しい言葉や言い回しを使わない」「文字ばかりでは読む気がなくなる」「イメージが湧くようなイラストでわかりやすく」「子どもの声は目立つように太字で」「エピソードグッド！」など、読み手の視点に立ち、毎回のクラスだよりに作成に工夫を凝らしている。子どもの成長を通して保護者とともに喜び合う関係作りへの強い思いに秀でている。

◎「子育ては楽しい」と思える支援

保護者や地域に信頼されるこども園を目指した事業として、未就園児を対象におしゃべりサロン「ニコニコランド」や園庭開放を実施している。予定表を地域店舗や公民館で配布して参加者の増加につながると同時に、子育てに関する悩みも耳にする機会が増えたことから、『子育てサプリ』と称して玄関にウォールポケットを設置し、ハガキ大の用紙に0、1、2歳児のワンポイントメモを用意している。「トイレトレーニング」「てこずる2歳」「遊びは心の栄養」「子どものしつけシリーズ」「怒りの対処」「明るく楽しくゆかいなしつけ」等、核家族化で相談できる環境も少ない中で「子育ては楽しい」と感じてもらえる支援を継続し、心強いサプリとなっている。

◎円滑な進級を図る小規模園との連携

近隣にある乳児のみの小規模園2園と連携し、年に9回、主に2歳児を中心とした交流がおこなわれている。3歳児進級の際は希望すれば当園の3歳児クラスに入園となり、定期的な交流によって円滑な進級が叶っている。広い園庭を訪問して伸び伸び遊ぶ子どもたちの姿が喜びで溢れている。

◎深刻な職員不足を乗り越えたチームワーク

退職や産休、育休が重なった昨年度の職員不足は深刻で、計画していた公開保育や、支援が必要な子どもを中心に据えた「トトロの会」が開催できず、また、他園からの応援で最低限5日の夏季休暇取得が叶う状態だった。しかし、これを跳ね返すように職員が互いに協力し、クラスの枠を超えて助け合う体制が生まれている。増員が図られたものの、現在も職員不足は続いており、保育教諭の急な休みで困った場合でも、率先して気持ちよい申し出がある。朝は園長自ら門前に立って、「その子に届く言葉で」受入れし、クラスの枠を超えた保育者の声かけに、保護者からも「園全体で子どものことを考えてくれる」「職員のチームワークがいい」との声が多数聞かれている。

◇改善を求められる点

◎駐車場不足による周辺の渋滞

登降園が集中する時間帯には駐車場待ちで車が並び、地域の苦情につながってしまうこともある。保護者にも協力を呼びかけて一方通行での乗降をお願いし、職員間の連携でスムーズな引渡しに努めている。駐車場確保が最善ではあるが、近隣住民や保護者が快く協力できる姿勢が維持されるよう期待したい。

◎職員不足による業務の煩雑化

一時預かりの受入れができていない現状や、本来はフルタイムで雇用したいポジションをパートタイムの組合せで補ったり、会議時間の確保に影響を及ぼすローテーション勤務など、質の向上を阻む要因となりかねない状況が改善されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価受審は、今までの園としての取り組みや、子どもたちに対する保育者のかかわり等を全般的に振り返る貴重な機会となりました。園として自己評価を行う中で、自分たちの取り組みを客観的に再認識し、これからどうあるべきか、どうしていくべきかを考えることにもつながっていきました。また、調査評価者の方々に直接お話をうかがう中で、気づかせていただいた点も多くありました。今回高く評価していただいた点をこれからの励みとし、求められた改善点や今後の取り組み全般については、自分たちにできることを具体的な取り組みとして明確にし、子どもたちをはじめとして保護者や地域の皆様により信頼されるこども園を目指して真摯に取り組みたいです。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<コメント> 理念及び基本方針はランドデザインや要覧、入園のしおり、全体的な計画に明記するとともに玄関や各保育室に掲示し、年度当初の会議や園内研修、年度途中の自己評価等、折に触れ職員への周知を図っている。また、保護者には年度当初の保育説明会やクラス懇談会、園だより、クラスだよりで、実際の子どもの姿とともに大切にしている保育姿勢を伝えている。説明会欠席者にはクラス懇談会の資料に内容を添えて配布し、年度末の保護者アンケートは基本方針にリンクした項目で周知状況を把握している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<コメント> こども園課主催の研修や全保協だより、保育士会だより、また、年度初めに行われる西奈南地区社会福祉推進協議会総会への出席で地域の高齢者や子育て支援の状況もあわせて動向把握し、園として取り組む内容について検討している。さらに、園周辺の保育園、幼稚園、こども園、小規模保育施設等の入園状況をもとに、自園の園庭開放や施設見学時での質問・相談内容、おしゃべりサロン参加者の要望等からニーズを掴み、園での計画や取組みに活かしている。毎月在園児童年齢区分表を作成して園の利用状況を把握するよう努め、各種予算においても昨年度の執行状況と比較しつつ、月ごとや週ごとに執行状況を確認している。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・◎・c
<コメント> 保護者や地域に信頼されるこども園を目指した事業としての、未就園児対象おしゃべりサロ		

ン「ニコニコランド」の企画検討や、乳児のみの小規模園との交流で3歳児クラスへの円滑な進級を図るなど、具体的な取組みが進められている。保育内容等については、学校評議員会や園評価において問題点や課題点を協議し明らかにし、園内研修や園内公開保育を計画的に行う中での学びあいにより、保育者の育成や質の向上を図っている。設備の整備については、職員一人一人からの声やヒヤリハットから問題点を明らかにし、こども園課と連絡を取りながら予算の確保や業者の手配等定められた手順により進めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の内容は、基本方針(教育・保育の質の向上、安心・安全な園の環境づくりに関するもの、子育て支援等)を具体的にしたものになっている。園の運営、活動等に関する具体的な内容になっており、年度ごとに見直ししながら、より良い解決・改善に向けて策定されている。成果、教育・保育の質の向上等、目に見える形で示せない、明確な評価が難しいものもあるとしながらも、数値目標を立てられるものについては明確に設定している。年度末の園評価や次年度に向けたグランドデザイン作成時が見直しをする機会となっている。収支計画も同様に策定されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映し、グランドデザインや遊び改善構想、さらに園全体の計画をまとめ全体的な計画として作成され、示されている。前年度の振り返りからの課題を今年度の計画に反映して作成した全体的な計画は、園の活動全般を具体的に示した内容になっている。事業計画は、取り組みごとに、ねらいや目標と具体的な内容が示されており、実施するたびに反省と次回への課題の確認、年度末には全体を通しての反省と見直しをおこない、次年度につなげている。数値化等、できる限り定量的な分析がなされるとなおよび。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>年度末にはそれぞれの担当ごとに反省及び評価をおこなうとともに、園評価に職員全員で取り組み、その振り返りと反省をもとに次年度の計画を検討し、全体的な計画を作成している。実施状況は、企画書及び実施記録や報告書により全職員で共有され、内容によっては職員会議でも議題として掲げて周知できるようにしている。各種計画の内容は、職員会議での説明や担当ごとの打ち合わせ、全員に周知するための文書や掲示物、朝の打ち合わせ等で、意識や理解が深まるよう取組んでいる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㊟・b・c
<p><コメント></p>		

年度初めに保育説明会を実施し、年間行事予定表や園だより、クラスだより等の配布、お知らせボードでの掲示等様々な方法で周知されるよう取組んでいる。保育説明会やクラス懇談会、個人面談等では、保護者全体やクラス単位で説明する機会を作り、個人的な問い合わせにも丁寧に答え、わかりやすい説明を心がけている。月1回の園だよりやクラスだよりに加え、さらに詳しい説明を加えたお知らせを適宜発行したり、お知らせボードに掲示したり、口頭で伝える他、園内研修で「もっと読みたくなるようなクラスだよりの書き方」を学び合うなど、真摯な取組みがある。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価受審は初めてであるが、静岡市独自の「園評価」において職員全員で中間反省を経て評価委員による最終評価を受け、保護者アンケートも実施して結果を静岡市のホームページで公表している。また、遊び改善構想における取組み、公開保育の事前事後研修等、PDCAサイクルにもとづき、より良くするための話し合いを積み重ね、実践につなげる仕組みがある。企画書や計画書を提出の際は副園長、園長がまずチェックし、不明点や改善点等について担当と協議し、実行に移すまでのチェック体制ができています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>各行事に対しての保護者アンケートや年度末の保護者アンケート、園評価と、評価結果をまとめたものは静岡市のホームページに掲載し、保護者に手紙として配布している。成果や課題については全体での職員会議で報告し、内容に応じて各分掌で改善策を検討、職員会議では小グループに分かれて意見交換した後、各グループの内容を発表しあって、共通理解と共通認識のもとに改善をおこない、報告書を回覧して共有化を図っている。その都度振り返りと評価をおこない、必要があればその後の計画の見直しをおこなう等柔軟に対応している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価に向けた取組みとしてのこども園課長の目標シートを受けて、組織重点目標シートを園長が作成し、今年度の教育保育方針をグランドデザインとして作成している。組織重点目標シートに各職員の職務分担を明確にして文書化し、また、全体的な計画の紙面に全職員</p>		

<p>の園務分掌を掲載し表明している。年度当初には全職員にグランドデザインについて職員会議の場で説明し文書化したものを配布し、全体的な計画についても、全職員に1冊ずつ配布している。園長不在時は副園長を責任者と定め、主任保育教諭がそれを補佐するものとして定め事故発生時フローチャートにも明示している。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント> 準公金の取扱いや個人情報保護等については折にふれてこども園課より注意喚起の指導があり、その都度再確認している。また、利害関係者との適切な関係が保持できるよう、何事においても複数での対応を心がけている。園長研修やインターネット学習等で法令遵守の意識を常に持つよう努め、遵守すべき法令は、機会あるごとに要旨をまとめた内容でファイルし、法令集等手元に置き、いつでも確認できるようにしている。職員にもインターネット学習を呼びかけ、資料を回覧する形で周知を図り、意識できるようにしている。習熟度を測る取組みがあるとさらによい。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊸・b・c
<p><コメント> 日々の日誌や月の評価反省等に目を通したり、基本的に月1回発行のクラスだより作成時に、現在の子どもの姿を共有して評価したり、人事評価における各職員の取り組みを作成時や中間・評価時面談によって評価したりと、年間を通して定期的、継続的に評価している。遊び改善構想を基本とした園内研修への取組みにおいて、定期的に振り返りと評価をおこなう際に、助言指導し、今取組むべき課題を、研修主任や副園長と共に明らかにしている。また、年間計画に基づく園内研修の進捗状況の確認と体制づくりについての助言及び各種研修への参加を働きかけている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊸・b・c
<p><コメント> 職員配置や職務分担の明確化、ローテーション勤務の適正化、予算執行の適正化等、子どもの姿と職員体制を客観的に検証し経営の改善や業務の効率化が図れるよう働きかけている。副園長と連携して、日々の職員配置や年次有給休暇の取得、時間外労働の申請と実行等状況を把握、分析し、職員のやりがいと負担感に配慮しつつ、公平かつバランスよく職務分担が図れるよう対応している。また、日々の職員配置を明確にし(職員配置表)、必要な職員が必要な場所に配置されるよう常に確認し、休憩がとれる体制づくりに努めている。また、育児による部分休業や休憩時間短縮の職員にも配慮している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画	a・㊸・c

	が確立し、取組が実施されている。	
<p><コメント></p> <p>静岡市職員採用選考や非常勤嘱託職員の募集要項、臨時・パート職員の採用に関する条件、ハローワークでの求人募集等人材確保の方針が確立され、また、育成に関しては、静岡市職員としての育成指標や静岡市こども園職員育成指標として目指すべき姿が確立している。資格取得及び更新について定期的に確認を行い、必要な職員に働きかけて、専門性を高めるための継続的な取り組みがなされるよう計画的に進めていく体制ができている。静岡市で定められた基準による適正な人員配置に不足している人員については年齢区分表にも明記され、慢性的な職員不足を解消すべく、正規職員の採用についてはこども園課に園長会としても働きかけている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像については、静岡市の目指すべき人材像や人事評価制度での目指すべき役割に応じた行動に記され、グランドデザインにも明記している。人事基準については、正規職員、非常勤嘱託、臨時・パート職員とそれぞれに静岡市の採用基準として定められ、採用時および更新時に確認と周知がなされている。また自己申告書(正規)や意向確認書(非常勤・臨時・パート)があり、それぞれの意向を確認できる体制ができている。昇給、昇進については人事課より通達がある。こども園においては新規採用時のOJT指導、2年目、5年目、中堅、副主任、主任研修、人事課による年次研修等職員育成の総合的な仕組みづくりがなされている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>静岡市全体での取り組みとして、園長は育ボス宣言をし、ワークライフバランスの推進を目標に掲げ、有給休暇の取得状況や時間外勤務のデータを月ごとに確認し、職員の就業状況を常に把握するよう努めている。また、時間帯や時間数等多様な働き方を受入れ、それぞれの職員が働きやすい環境になるよう留意している。職員の定期健康診断や腰痛検査の実施、福利厚生事業への情報提供をはじめ、園長、副園長、主任保育教諭、幼児リーダー、乳児リーダー、OJT指導員等それぞれの立場で同僚や後輩の悩みや相談に耳を傾ける体制がとれている。静岡庁舎の保健室において、定期的に相談事業がおこなわれており、希望があればいつでも保健師や専門医に相談できるようになっている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度により、静岡市として、またこども園としての期待する職員像が記され、それをもとに個々の目標が立てられている。目標設定時の面談をおこない、個別に面談をする中で個々の目標の確認と、より具体的な(実現可能な)目標の設定を働きかけている。目標設定は、自身が掲げる目標ごとに終期時点の自身が考える達成水準が明記され、年度ごとに見直して新たに設定するようになっている。人事評価の面談は、目標達成時及び中間フォロー、評価時(12月及び1月頃)を目安として目標達成度の確認をおこない、アドバイスや今後職</p>		

員に期待することなどを伝えている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」を掲げ、静岡市の職員育成指標に基づいた各種研修計画や、保育士会主催の研修計画等の中から個々の研修ニーズに合った研修への参加を実行している。保育士資格は全員が保有し、また、取得を希望しない保育補助及び特例対象外の職員を除き、こども園の保育教諭として幼稚園教諭資格の全員取得を目指している。研修計画は年度ごとに反省と見直しをおこない、次年度に反映できるようにしている。また、職員の参加状況を確認していく中で、適宜参加を修正し、決定・実行している。年度末に評価をおこない、次年度に向けての改善へとつなげている。園内研修においては、振り返りと評価、改善を積み重ねている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>経験年数や前年度までの研修参加記録、指導計画の作成と実施記録等により、各自の知識や技術水準を見極めている。新規採用職員は、OJT指導員によるOJTを実施し、また、静岡市の人材育成計画により、年齢の節目ごとの年次研修や、中堅研修、主任研修等、習熟度に配慮した研修がおこなわれている。階層別(新採、中堅、副主任、主任、副園長、園長、調理員)、職種別、テーマ別等の研修があり、それぞれに応じた研修への参加を計画、実行し、外部研修についてはその都度情報提供をおこない、参加を奨励している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れのためのマニュアルに基本姿勢が明文化され、子どもたちにも紹介し、保護者にもその期間等を知らせている。受入れの際はオリエンテーションを実施し、実習のねらいや取組内容によって配置するクラスや期間中の計画を作成している。年間20名以上の受け入れがあり、学校の指導担当が来園の際に実習生の特性や学校側の希望等確認し、実習生の園での様子等情報交換をしてその後の実習期間の参考にしている。実習終了後は担任と副園長と一緒にカンファレンスをおこなっている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>理念や教育・保育目標は保育説明会で説明するとともにクラスに掲げており、苦情・相談等の体制はポスターの掲示や各家庭への手紙で保護者に伝え、玄関にご意見箱も設置している。苦情・相談は、その内容に配慮しながら、園だよりや玄関ボードへの掲示で公表し、また学校評議員会でも報告している。地域に対しては、主任児童委員や小学校長、父母の会会長が</p>		

<p>参加する学校評議員会において基本理念や公開保育の内容等公表し、行事等の際には近隣にも案内を出している。地域子育ておしゃべりサロンの年間計画や案内を地域の店舗や公民館に設置している。ホームページはあるものの、毎年の更新とはなっていない。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・㊦・c
<p><コメント> 各予算の執行や事務処理、取引事業所等については静岡市のルールに従って、こども園課の指導の下、適正におこなわれ、事務員は年2回の事務説明会(こども園課主催)に参加している。年1回社会福祉施設指導監査を受け、順番により実地監査を受ける体制をとっている(平成29年度実地監査受審)。事業、財務に関しては、園で作成されたものがこども園課で確認されたのち、会計課に送られる等、執行されるまでには複数回のチェック体制がとられている。外部監査は毎年あるわけではなく、順番待ちのような状況にある点において十分とはいえない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	㊦・b・c
<p><コメント> 地域との関わり方をランドデザインや全体的計画に明示し、地域の行事や、静岡科学館「くるくる」、図書館、美術館等活用できる社会資源の情報はポスターを園内に掲示し、チラシを配布して情報提供をおこなっている。地域清掃作業への参加や瀬名川文化展への園児の作品出展、おしゃべりサロンや園庭開放、地域ミニデイサービスの高齢者や地域への散歩等で園児が地域の人々と交流する機会を作っている。また、食育活動でカレー材料の買い物に地域店舗に出かけ、勤労感謝の訪問で地域交番や医療機関を訪れている。大手スーパーと「しずおか健康長寿財団」が提携した「たべるのおはなし教室」には公共交通機関を利用して参加して食育クイズやお買い物体験を楽しみ、クリスマス会には自治会会長がサンタクロースに扮して登場し好評を博している。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント> ボランティア受け入れマニュアルや職場体験マニュアルに基本姿勢を明文化し、中学生の職場体験や高校生の保育体験ボランティア等毎年受入れをおこなっている。主に副園長が窓口となって事前にオリエンテーションを実施し、子どもとの交流を図る際に注意する点について説明して、学校教育の課程における活動には協力を惜しまない姿勢をとっている。また、月に一度囲碁教室が開かれ、囲碁の講師を通して話を聞く態度やトラブルをどう解決したらよいか、人との接し方について等のマナーも学べる機会となっている。ボランティアにはプロフィール作成をお願いして園だよりや掲示で知らせている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>子育てハンドブックや社会福祉施設一覧等地域の関係機関がわかる資料を事務室に置き、いつでも手に取れるようにして共有化を図っている。西奈南地区社会福祉推進協議会の総会出席や、地域子育てサロンの連絡協議会(年2回)、西奈南小学校との幼こ小連絡会(年3回)、東部保健センター保健師や葵区子育て支援課家庭児童相談係との情報共有等、地域の関係団体や小学校、行政機関と定期的に連絡会をおこない、情報共有に努めている。また、主任児童委員とは、おしゃべりサロン開催時等に顔を合わせ、葵区子育て支援課の家庭児童相談係や地域保健センター保健師、児童相談所との連携を図り、必要な家庭への見守りを続けている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㊚・c
<p><コメント></p> <p>地域保健センター保健師による子どもの経過観察と情報共有、小学校への園児の情報提供、保育士養成校担当教諭との情報交換、西奈南地区社会福祉推進協議会への参加、西奈中学校区青少年健全育成会や青少年健全育成大会においての清掃作業等、地域の会合や交流活動には積極的に参加し、地域のニーズや生活課題の把握に努めている。また、地区社協主体の子育てサロン参加人数の推移から、園のおしゃべりサロン「ニコニコランド」の企画内容を見直し、近隣の乳児のみの小規模保育園2園と連携して定期的な交流会をもち、職員間の情報共有と3歳児への円滑な進級を図っている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㊚・b・c
<p><コメント></p> <p>年間計画に基づき、未就園児を対象としたおしゃべりサロンの開催や園庭開放、園見学等を積極的に受入れている。おしゃべりサロンを通して聞かれる育児の悩みを、ハガキ大の用紙に『子育てサプリ』として解説し、ウォールポケットに入れて玄関に設置している。「生活のしつけシリーズ～1、2、3歳は強情っぱり!?!」「子どもの遊びシリーズ～遊びは心の栄養」「トイレトレーニング」「てこずる2歳」「怒りの対処」等、イラスト入りで一つひとつの不安に丁寧なアドバイスが記されている。また、毎年開催される瀬名川文化展に子どもたちの作品を出展し、親子で会場に足を運ぶよう働きかけたり、青少年健全育成大会の清掃作業に職員や保護者、子どもと一緒に参加したりしている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊚・b・c

<p><コメント></p> <p>倫理綱領の読み合わせやネット学習の受講、さらにセルフチェックリストを実施して園内研修で取上げ、グループ討議としてまとめる等、様々な機会を捉えて、“子どもを尊重する”ことを意識した保育が実践されている。また、国際交流や世代交流、人権教育等の実施によって、固定概念にとらわれず、文化の違いや性差などの多様性を受入れる感覚がもてるよう働きかけている。今年度の重点目標に掲げた「思いを出そう 思いを聞こう」に沿って、子ども一人ひとりが思いを出し、また相手の思いも受止めることができるよう日々働きかけ、振り返りの時間を必ず持ち、互いを認め合う機会を作ることに努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護についてはマニュアルが整備されており、大切な個人情報を預かっている立場であることを常に意識しながら業務に取り組んでいる。連絡ノートや個人あての文書は、ダブルチェックや相手に手渡す時の名前確認等細心の注意を払っている。また、プールなど着替えの際、年長は巻きタオルを使用し、必要に応じて目隠しのカーテンを取り付ける等、子どものプライバシーが守れるよう設備の工夫をおこなっている。職員はチェックシートで自分の保育を振り返り、職員間で気づいたことや感じたことを話し合っ、取り組みで得た思いを実際の保育の場で活かせるよう働きかけている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>ホームページや園の要覧を備え、おしゃべりサロンのお知らせを地域店舗や瀬名川公民館に置いていつでも手に取れるようにしている。園の要覧には、園の基本方針や職員構成、年間行事予定や園内見取り図等を掲載している。電話での問い合わせや園見学の希望には、都合に合わせた日時に見学できるように対応し、当日は園内を案内しながら、子どもの姿や園の取り組みについて詳しく説明している。また見学者からの多様な質問についても丁寧に答えている。情報提供については重要事項説明書や要覧の内容変更が生じた場合も含め、年度末に見直し、必要があれば修正変更をおこなっている。見学時の質問内容をまとめ、Q&A集などがあるとさらによい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時、重要事項説明書について説明をおこない、質問等あれば説明を加え、理解してもらうよう働きかけている。説明後は、同意を得た上で同意書に署名をもらい、その書面を保管している。入園のしおりは図や絵を利用したり、実際に使う書式を引用したりとわかりやすい工夫がされている。特別な支援を必要とする子どもには、定められた対応の手引きをもとに説明し、体験保育や特別面接等の流れについて説明し、理解と協力を促している。保護者が外国人で、日本語によるコミュニケーションがとりにくい場合も、まずは相手を尊重し、意思の疎通が図れるようひらがなやローマ字の表記、タブレットの利用等で配慮している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応	㊟・b・c

	を行っている。	
<p><コメント></p> <p>こども園における園児の指導要録の様式及び取扱いの規定により、在園証明書の発行や指導要録及び健康診断結果の送付をおこない、保育の継続性に配慮している。公立は人事異動があり、担当だった職員が異動して次年度は不在である場合もあるが、主に園長、副園長が窓口となり、いつでも相談を受付けることができる体制となっている。また、小学校の授業や運動会など、機会があれば小学校に出向き、卒園児と話をしたり、保護者に近況を訪ねたりする機会を作っている。転退園後も電話や訪問等保護者が希望する方法で、相談ができることを口頭で伝え、連絡先等もわかるようになっている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>日々、安心して生活や遊びに取り組み、子ども一人一人の「こうしたい」「もっとやりたい」の意欲に応えられるよう思いを受け止め、子どもの様子をよく見て、反応を観察しつつ興味関心をスタート地点と捉えて支援している。行事のアンケート、保護者アンケート、懇談会、面談、意見箱の設置等により保護者の意見を聴取し、アンケート等で得られた保護者の意見や結果をまとめて会議等で職員に伝え、分析や検討をおこない、次の教育、保育活動や行事への取組みに活かし改善につなげている</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者(園長)、苦情受付担当者(副園長)、第三者委員(主任児童委員)と苦情解決の体制を整備し、フローチャートを玄関ホールに掲示している。苦情を申し出やすい雰囲気を作るためにも日頃から保護者とのコミュニケーションを大事にしている。苦情内容は、受付けた職員が苦情受付書に記録し、解決策等、朝の打ち合わせや職員会議で周知したのちファイルに保管している。苦情内容や解決結果は申し出た保護者に配慮した上で、おたよりや玄関ボードに掲示して知らせている。苦情内容は職員間で伝え合い、検討や分析、解決方法、対策等周知し、職員一人一人が意識して保育の質の上昇に努めている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>相談内容に対して様々な専門機関(こども園課、子育て支援課、特別支援級、特別支援学校、児童相談所等)があることがわかるフローチャートや各専門機関への相談方法等、文書を作成し、一部を事務室に掲示している。又、相談を受けた際、専門機関の概要が示してある文書を提示し、保護者にわかりやすく説明が出来る様にしている。保護者が相談や意見をしやすくなるよう日頃からの関わりで信頼関係を築き、相談時には事務室や使用していない保育室など、個人のプライバシーにも配慮し、じっくりと落ちついて話せる場を用意している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・◎・c

<p><コメント></p> <p>「保護者からの相談、意見はまず園長に報告し、相談受付書に記入する」等の手順や解決方法についてのマニュアルがある。行事ごとのアンケート実施や保護者アンケート等での意見を必要に応じて朝の打ち合わせや職員会議等で伝え、全職員が把握出来る様にしている。アンケート等での相談内容や意見は職員間で状況確認を速やかにおこない、すぐに対応できない内容には「時間を頂いてまたご連絡します」と伝え、出来る限り迅速な対応をしている。保護者からの意見を肯定的に捉え、その意見からより良い状態にするためにどのような取組みが出来るのかを主任会議や職員会議で話し合い、その結果を園だよりや玄関ボード等で伝えている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>分掌担当職員を中心に、ヒヤリハットやケガの報告書を毎月まとめて会議で報告し、改善策等を話し合い、職員間で共有し、安全への意識を高めている。災害、ケガ、嘔吐等のフローチャートを整備し、各クラスに掲示している。ちょっとした危険への気づきもヒヤリハットに記録して、声に出す様にし、職員一人一人の事故防止への意識が高められる様にしている。安全点検を毎月実施し、園舎、園庭（おもちゃ倉庫、体育器具倉庫、側溝、プール、玩具、芝生、教材庫等）の環境整備を分掌担当中心に年間計画に沿って定期的におこない、環境の見直しがなされている。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>嘔吐等の感染症発生時には、担任が園長又は副園長に報告し、嘔吐した子どもに対応する保育者、嘔吐処理を行う保育者、その他の子どもに対応する保育者等、役割分担し連携を図っている。感染症予防に努められるよう、分掌担当中心に、季節や時期に応じて健康安全年間計画に沿ったマニュアルの読み合わせをおこない、職員間で確認と周知をおこなっている。また、シミュレーション実践などの園内研修もおこない、職員の理解と適切な対応が出来る様にしている。感染症発生時には、発生状況や感染症の内容（特徴）を玄関ボードで知らせ、子ども達の体調管理について注意を呼びかけている</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>任務分担表や職務分担により、災害時の対応体制が決められている。また、各クラス役割分担表を作成し、避難時のシミュレーションをおこなったり、役割分担を見直したりと毎月の避難訓練と併せおこなっている。災害時、メール配信や引き渡しカード、緊急時連絡網を通じて、安否確認や情報伝達することを職員に周知している。災害時に子どもの安全を確保すると共に、保育を継続することが出来る様、給食室（調理員）が中心となって食料や防災用品を管理し、備蓄リストの作成と定期的な在庫の確認をおこなっている。また、消防署と連携を図った訓練（通報訓練）や立ち入り検査（安全点検）も実施している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保育手順マニュアルを整備し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、全体的な計画、グランドデザイン、遊び改善構想、園評価指標等が文書化され、日々の保育に活かされている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説の読み合わせや、保育実践例から子どもの育ちを幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿で確認し合って職員間で周知し、全体的な計画、概要、遊び改善構想、園評価指標等に基づいて保育が行われる中で、年間計画に沿った園内研修が実施されている。子どもの思いや意欲、または体調の変化等から、保育実践が画一的なものでなく、臨機応変かつ柔軟な対応をおこなえるよう、計画、実践、見直しを繰り返している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>こども園課による年1回の当初訪問や、隔年実施の計画訪問において園の教育・保育について報告及び協議をする機会がある。また、年3回の学校評議員会において園の運営や活動について意見を聴取し、園評価の指標を確認する中間反省、年度末に向けては園評価で振り返りと反省や次年度に向けての課題への対応を協議する等、時期や方法が定められている。さらに、毎月の職員会議や学年会議、公開保育や研究保育に伴う事前・事後研修等、保育の見直しや検証を定期的におこなって指導計画に反映し、より良い方向に改善するための話し合いを積み重ねている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者が記入した児童票や調査票及び保護者からの聞き取りをもとに、家庭状況や発育状況、こども園への要望等把握し、それらを踏まえて計画を立て、子どもへの対応を検討している。保護者から聞き取った内容は必要に応じて作成した文書をもとに全職員で共有し、子どもとかわる上での配慮として役立て、また、保健センター保健師や子育て支援課の家庭児童相談係とも連携し、子どもや保護者への働きかけに役立てている。3歳未満児と、特別な支援を必要とする子どもについては個別の指導計画を作成し、子どもの状態や保護者の意向に基づき、個別支援のためのサポートプランを作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画書については月間・週間等それぞれの時期において評価と反省をおこない、年度末に向けて各自の自己評価に基づいた園評価や学校評議員による評価、保護者アンケートによる保護者の意向把握等を総合して指導計画の見直しが図られている。職員会議や園内研修、幼児会議や乳児会議、クラス会議等で関係職員に周知し、急を要す場合は朝の打ち合わせで</p>		

<p>申し合わせ事項を確認し、各クラスに周知する体制となっている。指導計画の評価、見直しにあたっては、各分掌やクラス、学年、乳児組、幼児組と、その内容によって招集された職員間で検討して課題を明確にし、次の計画の立案に生かすよう努めている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 児童票、保健調査票、乳幼児健康診断票等、こども園で定めた統一した書式によって把握、記録し、乳児の個別月間指導計画及び個別日誌や、特別な支援を必要とする幼児のサポートプラン及び個別日誌の記録により確認することができる。サポートプランについては研修を受けた特別支援担当職員が記載内容について説明をおこない、園長、副園長が記載内容や書き方について、より具体的で子どもの姿に沿ったものになるよう助言している。月2回の全体での職員会議で特別支援の対応や家庭状況の変化等知らせ、情報共有に努めている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 静岡県個人情報保護条例に基づきマニュアルが整備され、子どもの記録等の保存はこども園として年数が定められ、文書管理簿によって管理している。また廃棄文書について、廃棄の際は保存年数を確認した後、どんな文書がいつ廃棄されたかわかるように記録している。文書の管理は鍵のかかる保管庫に収納し、園内での使用後は必ず元の場所に戻し終業時には必ず施錠している。SDカードやカメラにも管理簿があり、必ず事務室にいる職員に申し出て記録することを徹底している。また年度初めの確認事項として職員に周知し、3ヶ月ごとにチェックリストで振り返り、注意喚起している。保護者には重要事項説明書や入園の際の確認事項で説明し、同意書を交わしている。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
<p>A-1-(1) 全体的な計画の編成</p>		
A①	<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法などの法令や幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説の趣旨をとらえ、また、保育理念や方針、教育・保育目標、重点目標等にもとづいて、全体的な計画が編成されている。年度ごと、それぞれの学年を担当するリーダーが意見を取りまとめ、再編成について話し合いを持っている。また、分掌ごとの担当者を中心に、様々な活動に対する年間計画等が作成されている。全体的な計画は全職員が会議時に必ず持参して活動の確認・評価をし、年度末に見直しをおこなって次の編成に生かしている。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>保育室に温度計、室温チェック表を設置して記録し、換気や空気清浄機、加湿器の使用も合わせ温度調整や湿度管理等に配慮している。保育室や玩具の消毒（乳児は毎日、幼児は週末）をおこない、家具等の配置により保育室を区切ってスペースをすることで生活や遊びに合わせた環境を構成したり、天蓋を吊るして天井を低くしたり、マットや絨毯を敷いたり、一人でクールダウンできる場所を作ったりすることで、子どもが落ち着ける空間を確保している。トイレ掃除当番表を作成すると共に、実施時間を記録して清潔を保ち、便座にクッション性のあるカバーをつける、手をはさまないよう扉に工夫する、足が届くよう手作りの台を用意する等、子どもが利用しやすく安全なトイレの設備を整えている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>家庭環境の変化や情緒面、行動面での配慮を必要とする子どもの姿をクラス担任間だけでなく職員会議で伝達することで、園全体で子どもの育ちや特性を把握できるよう取組み、子どもの欲求に丁寧に対応できるよう保育者間で声をかけ合い連携している。年齢や発達に合った言葉を使うと共に、否定的な表現をせず肯定的な声かけをすることを意識し、ゆったりとした時間の流れを作ることでせかす言葉や制止する言葉を不必要に用いないよう配慮している。一斉に活動する場面を減らし、一人一人が主体的に見通しをもって生活できるように努めている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が身に付き、自ら進んで行うことができるようになるために、子ども一人一人の発達やペースに合わせ、側について見守る、手を添える、一緒にやってみる等、丁寧なかかわりと対応をおこなっている。また、自分でできた嬉しさや達成感が味わえるよう、その姿を認めたり褒めたりして喜びを共有している。計画的に行われている健康診断や集会（食育、健康、生活について）を通じて基本的な生活習慣の大切さを知らせ、ペープサートや絵図、写真等を見せて伝えるなど、子どもが理解しやすい方法で働きかけている。早朝保育から延長保育まで長時間にわたって園で生活している子ども一人一人の生活リズムや家庭の状況等に考慮し、活動と休息のバランスが良好に保てるよう配慮している。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自ら「やりたい」「やってみよう」と思う気持ちを尊重し、生活しやすい動線に考慮するなど室内の環境整備をおこなっている。登園したらすぐに遊び出せる環境を整え、「こうしたい」「もっとこうしよう」という子どもの思いや考えを認めていき遊びがよりふくらみおもしろくなるような環境の再構成を繰り返している。また、季節や気温に合わせて、子どもたちが戸外でたっぷり遊ぶ時間を確保し、乳幼児共に安全かつ安心して戸外での遊びが</p>		

<p>楽しめる様、幼児担当保育者と分掌担当保育者が連携し合い、季節や行事に合わせた園庭環境を考え、環境構成図を作成・掲示している。地域のふれあいサロンで高齢者と触れ合ったり、勤労感謝の日になんで近隣の病院、交番、店舗に訪問したりしている。また、町内会のバックアップのもと田植えや稲刈を見学し、収穫したお米で餅つきをすることが子どもの食育体験となっている。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>安全面から生活スペースと遊びスペースを分け、子ども一人一人の保育時間や生活リズムの違いに合わせ、その子に応じた安定したリズムの中で生活できるよう配慮している。担当制を取り入れ、昼寝や抱っこ、食事等は特定の大人がかかわり信頼関係を築くことで安心して過ごせるようにしている。喃語や、しぐさ、表情などをよく見てやわらかな口調で語りかけたり、言葉にならない思いを受けとめたりと、その子の思いに寄り添っている。子ども一人一人の発達を考慮し、興味や関心が広がり『やってみたい』『もういっかい』と意欲がふくらみ自ら手に取って遊べる手作り玩具を用意し、身体を動かして遊ぶことが楽しくなるような運動用具等も準備している。保護者とは送迎時や連絡ノートを利用して食事について（離乳食の進め方、食材チェック）や健康面について連絡を密にし、園での様子（姿）や成長を伝え合うなど子育ての楽しさが共有できるように努めている。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一人一人に必要な支援がおこなえるよう発達を見極め、自分でやりたいという気持ちに寄り添いつつ、やってほしいと甘えてくる時にはその気持ちも受容して丁寧に関わっている。興味、関心に合わせた手作り玩具も用意し、保育者も一緒に遊び込むことで安心して活動できるようにしている。友達と関わりたい気持ちがあってもうまく表現できない子もいるので、子どもの仕草や表情をよく見て、気持ちを代弁したり、言葉を補ったりしながらやりとりを支援している。園庭や保育室、行事等様々な場面で異年齢の子ども達が自然に交流できる場があり、他クラスの職員や調理担当者、保育参加会に来た保護者、散歩先での地域の人々等、担当保育者以外の大人とかかわる機会も大切にしている。その日の体調や機嫌などを保護者から聞き取ったり、連絡ノートで知らせてもらったりして把握して対応し、一人一人の成長の姿を家庭と共有し、ともに喜び合えるよう働きかけている。</p>			
A⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳児は集団生活が初めての初入園児もいることから、まずは安心して生活できるよう子どもの気持ちに寄り添うことを第一に関わっている。友達や遊びに目を向けるようになってからは、子どもが興味関心を持って活動に取り組めるよう、例えば色水遊びでは、色水作りや混色の楽しさをじっくりと楽しめるよう、自分で扱いやすい用具の研究をしたり、自分のペ</p>			

ースで楽しめる時間と場所を検討・確保したりするなど、遊び環境や保育者のかかわりを見直すための話し合いを積み重ねながらより良い関わりができるようにしている。

4歳児では、夏祭りをイメージしたお祭りごっこが、運動会でのお弁当作りをイメージした体育遊びにつながり、そこから「チャレンジマン」との交流をさらに広げていく等、集団の中で自分なりにもったイメージを発信したり表現したりすると共に、友だちと一緒に楽しさがさらに膨らむ経験を積み重ねている。また保育者は、個々の子どもの育ちに合わせてチーム保育を展開し、常に子どもの姿を伝え合いながら、その子に合わせた援助ができるよう実践している。

5歳児の運動会では、特別な配慮を必要とする子も含めた学年全員でのバルーンの団体演技やリレー競技を通して、達成感や満足感を味わい、集団の中で一人ひとりの子どもがきらりと光ることのできる種目を考えた。また、協同的な学びを育む活動としてハロウィンパーティーを計画し、グループ活動を通して友達と共通の目的をもって活動することの面白さを感じられる機会もある。生活発表会に向けては、劇ごっこや合奏、合唱の経験等、年間を通して友だちと協力してひとつの事をやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるよう環境を整え、子ども一人一人が自分の力を発揮できるよう援助している。

日々の保護者向け掲示板、クラスだよりや学年だより、学校評議員会や保護者参観などで、協同的な活動について時には写真等で示しながらわかりやすく伝える工夫や配慮をおこなっている。就学先の小学校には要録を送り、卒園までの園での子どもの育ちを伝えている。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑥・c
----	---	-------

<コメント>

年3回サポートプランを作成し、担任間で子どもの特性や支援方法を共有しながら保育をおこなっている。グループ保育（トトロの会）を月1回実施し、会を通して積み重なっていく成功体験をクラスでの活動の中でも生かしていけるよう関わっている。クールダウンのスペースを作ったり、イラストを用いて支度の手順を知らせたりと、発達や特性に応じて安心できる環境を整えている。年6回の園内研修を経て、子どもの特性理解や支援方法、サポートプランの書き方等について職員間で学び合い、専門機関での研修参加を呼びかけ特別支援に関する学びへの意識を高めている。保護者とは年3回の面談をおこない、サポートプランをもとに園での様子や支援方法について伝えると共に、家庭での様子や対応、保護者の要望も聞き、よりよい支援へとつなげている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑥・c
----	--	-------

<コメント>

職員間で連携を図りながら、戸外で遊ぶ時間と室内で遊ぶ時間を子どもの状況に応じて流動的に設ける等、一人一人の園生活を見通した上で、園児の活動や休息、緊張感や解放感等の調和を図っている。一日の教育、保育の流れを把握し、担当する時間や園児に見合った対応ができるよう早遅名簿での連絡事項や伝達事項の確認等情報を共有している。遅番保育用の玩具を用意したり、年齢の異なる子ども達がそれぞれの興味に合わせて遊べるようコーナーを設定したり、季節に合わせて戸外で遊ぶ時間を設けたり、子ども達がゆったりと過ごせるよう人数に合わせて保育室を分けたりしている。連絡ノートを活用し、園や家庭での様子を伝え合い、子どもの姿や育ちを共有し、送迎時の会話を通して保護者の心身の状況を把握し、

ねぎらったり励ましたりと細やかな対応を心がけている。		
A11	A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>グランドデザインおよび全体的な計画の中に、小学校との連携の年間の計画が記載され、公開保育の実施、小学校公開授業への参加、小学校児童との交流計画も2校と年間4回実施されている。小学校の就学時健康診断後、学区の2校の小学校の1年生との交流会が計画され、また体験入学等も実施されている。年長児においては、就学時健康診断前の10月に保護者と面談をおこない、小学校入学に向けて必要なことを互いに確認し合い、今後の子どもの生活について見通しを持てるようにしている。西奈南小学校との幼保こ小連絡会では、4月のスタートカリキュラムの公開、1年生の授業参観および意見交換、今年度の振り返りおよび情報交換等、年3回教職員との意見交換会が実施されている。静岡市の統一形式のもと、要録の作成を0歳児から年長児まで毎年おこない、就学時には、原本のコピーを小学校へ送付している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A12	A-1-(3)-1 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>健康安全についての年間計画に沿い、マニュアルや資料を使って職員間で学び合い、登園時は視診を大事にし、保護者との伝え合いを密にしている。子どもが発熱またはケガをした際は、保護者に連絡をし、場合によっては医療機関に受診するなどの対応をしている。受診後、保護者に受診結果や様子を伝えたり、降園後には自宅に電話をして様子を聞いたり、と翌日登園時にも様子を聞いて、園での対応等確認している。子どもの保健に関する計画（保健計画）を作成し、発育測定、健康診断、保健行事等実施している。健診後はその結果を記録して保管している。SIDSに関する園内研修をおこない、日々の保育ではうつ伏寝をさけ、睡眠チェック表を利用し、睡眠時の様子を把握している。</p>		
A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>健診の結果を関係職員に伝え、一覧表を作成して記録に残し、必要な際には記録がいつでも取り出せるように保管されている。歯みがき指導、早寝早起き励み表等、保健計画に沿った行事を通して、自分の体が健康であることの大切さを知る取り組みをおこなっている。保護者には事前に問診票を配布し、健診への意識を高めたり、保護者の質問に答えたりできるようにしている。健診後は結果を通知して、必要があれば医療機関の受診を進める等、子どもの健康状態を知り、必要な対応ができるよう働きかけ、治療済チェックを入れている</p>		
A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>何のアレルギーがあり、どのような症状、状態であるのか、医師からどのような指示を受けているのか等、生活管理指導票をもとに保護者から聞き取り、ガイドラインに沿った対応をおこなっている。また、毎月、園長、担任、保護者、調理員で、次月の献立に沿ったアレルギー会議をおこない、安全な食事提供ができるよう細心の注意を払っている。疾患の症状や状態について保護者と密に連絡を取り合い、医師の指示を与薬依頼書で確認しながら薬をぬ</p>		

<p>る、飲ませる等、指示に沿った適切な対応をおこなっている。食事を提供する際は、名前、除去する食材等を記入したプレートもトレーにのせワンプレートで提供。担任間で個別アレルギーファイルも再度チェックしている。また、必要に応じて別テーブルで職員と共に食事をとる、食後の手洗いを徹底するなどの対応もおこなっている。様々な食物アレルギーについての資料をもとに読み合わせをしたり、看護師を招いてのエピペン講習に参加したりと、情報、知識、技術を習得し、全職員で周知に努めている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㊚・b・c
<p><コメント> 食育年間計画にもとづき、子ども達の食についての興味、関心が広がっていくよう野菜の栽培やクッキング、食育の集い、お弁当ごっこ、バイキング、行事食の提供等を調理員と連携しておこなっている。また、その様子を写真や食材サンプル等を掲示・展示して伝え、家庭での食育に役立ててもらおうよう働きかけている。担任、保護者、調理員と連携をとり、発達に合わせた離乳食等を提供し、食材の大きさ、食べ具合なども伝え合い、一人一人に合った援助をおこなっている。また、自分で食べられる量を盛り付ける、苦手な物は少しにする等、量を加減出来るような配膳の仕方を工夫したり、自分で食べられる量を伝えられる雰囲気作りを心がけたりし、食べるのが楽しい、全部食べられたという満足感がもてるようにしている。嗜好調査からの意見を参考にし、苦手な物も子ども達が食べやすくなるレシピの紹介等、食育だよりを通しておこなっている。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊚・b・c
<p><コメント> 0歳児については、個々の食べられる食材のチェックリストを作成し、咀嚼能力や発達状況に応じ、初期、中期、後期、完了期に分けた離乳食を提供している。1, 2歳児についても個々の発達に合わせて食べやすいような大きさに食材を刻むなどの対応をおこなっている。旬の野菜や果物を積極的に使用し、地域の食材として黒はんぺん、しらす、お茶などを取り入れている。調理員が各クラスに入り、子どもたちの食事の様子を見たり、一緒に食事をしたりする機会を設けている。また、クッキング等の食育活動を通して子どもたちの声を聞くことができるようにしている。公立こども園給食室衛生管理標準作業書に従い、施設・設備、調理従事者の衛生管理、器具や食材の消毒、調理、配膳をおこなっている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㊚・b・c
<p><コメント> 乳児クラスは連絡帳を活用し、家庭での様子と園での様子を伝え合っている。幼児クラスは連絡ボードにその日のクラスの様子を記録し、いつでも過去の記録を読み返せるようにファ</p>		

<p>イルして保存している。入園時や、年度初めのオリエンテーション、年2回の参加会等の機会をとらえ、園の重点目標や学年の目標について知らせ、また、月に1回園だよりやクラスだよりを発行し、現在の子どもの様子や今後に向けての支援などを保護者にわかりやすく発信している。クラスだよりについては「保護者がもっと読みたくなる書き方」をテーマとした園内研修をおこなって実践し、保護者からも好評を得ている。懇談会や面談を通して保護者と共有した情報は、担当保育者だけでなく職員間で伝え合い、共通理解していくことが重要であると考えている。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A18	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時は挨拶とともに保護者に話しかけ、園での子どもの様子や成長を伝える等、日々積極的にコミュニケーションをとって信頼関係構築に努めている。懇談会や個別面談では、保護者と子育てについての話をする機会を設け、いつでも気軽に相談してもらえるような雰囲気作りや体制作りに努めている。個別面談や就学時面談、アレルギー面談等、保護者の就労時間を考慮し、時間の調整等柔軟な対応が出来る様に計画している。記録した相談内容を必要に応じて職員間で周知し、また、保護者からの相談内容や対応及び支援方法を園長に報告し、誰もが同じ対応、支援が出来るよう連携をとっている。</p>		
A19	<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『虐待を発見したら』のフローチャートを掲示すると共に、職員で話し合う機会を設け、虐待等権利侵害の疑いがある家庭については、児童相談所と定期的に連絡を取り合い、情報を共有しながら虐待防止に努めている。子どもの表情、行動、つぶやき等、見逃さない様に丁寧に関わり、衣服の状態、持ち物等を確認するなどして家庭での養育の状況を推察し、虐待等権利侵害の疑いがあると感じた場合は園長に報告して全職員で情報共有し、静岡県児童相談所の作成した園児や保護者への対応マニュアルに添って対応を協議している。保護者の精神面を考慮しながら連絡をとり、必要があれば子どもを迎えにいく、足りない持ち物は園で用意する等の援助をおこなっている。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
A20	<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の日誌や週案、月案等で、自分の保育を振り返り記録するとともに、公開保育に向けての事前、事後研修を定期的におこなって職員間で学び合い、子どもの姿に対して、保育者自身、どう感じ、どう関わったか、その関わりで子どもはどう育っているか等を視点として記すよう意識している。定期的に行われる園内研修や公開保育の事前、事後研修の中で、子ども</p>		

もの育ちを幼児期までに育て欲しい10の姿と照らし合わせて職員間で確認し合い、成果と課題を明確にすることで、自身の教育、保育を見直し、専門性と質の向上に努めている。また、園評価の評価指標を念頭におき、日々の保育実践の自己評価をもとに年2回(10月・3月)園評価をおこない、次年度への保育実践につなげている。